

平成26年 定期監査の中間結果について

監査委員は、出先機関372箇所のうち165箇所について、平成25年12月24日から平成26年5月20日までに定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

1 定期監査実施の概要

監査の結果、36箇所で、48件の不適切事項、2件の要改善事項が認められました。不適切事項の項目別内訳及び要改善事項を含む局等別内訳は次のとおりです。

< 不適切事項の項目別内訳 >

項 目	件 数
契 約	14
収 入	8
庶 務	8
財 産	8
支 出	6
予算の執行	2
税 務	1
そ の 他	1
計	48

「不適切事項」とは、法令に違反している、事務処理が適切を欠いているなどとして指摘したものをいい、「要改善事項」とは、事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要と認められたものなどをいいます。

なお、監査結果の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を知照することになっています。

< 局等別内訳 >

局 等	実施箇所数	不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件 数	箇所数	件 数
	箇所	箇所	件	箇所	件
教育委員会	49	9	12	0	0
企業庁	15	7	10	0	0
県土整備局	11	4	7	1(1)	2
保健福祉局	17	5	7	0	0
県民局	10	4	5	0	0
総務局	19	2	2	0	0
安全防災局	2	1	2	0	0
公安委員会	20	1	1	0	0
産業労働局	12	1	1	0	0
環境農政局	9	1	1	0	0
政策局	1	0	0	0	0
計	165	35	48	1(1)	2

注：要改善事項の箇所数は、不適切事項と重複する箇所を()で表記(外数)

このほか、今回の出先機関の監査において、出先機関の事務に係る本庁機関の課(以下、「本課」という。)の事務指導に不備があったため当該本課を指摘した要改善事項が1件認められました。

2 主な不適切事項

不適切事項48件のうち、主なものは次のとおりです。

(1) 県に5万円以上の実損を与えたもの

行政財産の目的外使用許可に当たり、許可先の市において、平成24年度から下水道事業に地方公営企業法を適用し、許可対象の公共下水道施設等が「行政財産の目的外使用許可取扱要領」に定める減免措置の対象外となったにもかかわらず、誤って使用料を減免する算定を行ったため、使用料3件、1,210,935円が徴収不足になっていた。

(県土整備局藤沢土木事務所)

配水池等構内整備（草刈）業務委託（契約金額6,195,000円）に係る契約変更に当たり、受注者から草の処分量が当初の設計より減になった旨の報告を受けていたにもかかわらず、これを設計額の算定に反映しなかったため、変更契約額が148,050円過大になっていた。

（企業庁平塚水道営業所）

通勤手当の認定に当たり、交通用具（自転車）の使用距離を誤ったため、平成24年2月から25箇月にわたり、1箇月当たり2,400円（計60,000円）を過大に支給していた。

（公安委員会藤沢警察署）

(2) 同一の法律・規則（政省令、条例を含む。）違反が3件以上あったもの

児童保護措置費自己負担金等を期限までに納付しない者に対する督促状の発行に当たり、「神奈川県財務規則」に定める期限（納付期限後20日以内）を過ぎて発行しているものが1件、2,145円あった。また、督促状の指定期限の設定を誤っているものが2件、592,570円あった。

（県民局厚木児童相談所）

高圧食器洗浄機ほか4件の賃貸借契約等の更新に当たり、契約期間が1年を超えていないため、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に定める長期継続契約の対象とならないにもかかわらず、契約期間が翌年度にまたがる契約を締結していた。

（県民局中里学園）

3 複数の機関で認められた不適切事項

複数の機関（3箇所以上）で認められた傾向的な不適切事項は次のとおりです。

財産管理事務において、行政財産の目的外使用許可等に当たり、使用料又は占用料の算定を誤って許可等しているものがあった。（5箇所）

この不適切な取扱いは、使用料又は占用料算定の根拠となる条例や規程等の基本的な理解を欠くことによるものであり、関係規定の理解の向上を図り、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

契約事務において、契約の締結に当たり、設計額の積算を誤っていたものがあった。（4箇所）

この不適切な取扱いは、積算の根拠となる単価や数量等の再確認を怠ったことによるものであり、設計額は予定価格や落札額に影響することから、根拠書類等を十分に精査し、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料等の徴収に当たり、調定が3月を超えて遅れているものがあった。（3箇所）

この不適切な取扱いは、事務執行体制に問題があったことによるものであり、適切な進行管理が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

庶務事務において、特殊勤務手当が支給されていないものがあった。（3箇所）

この不適切な取扱いは、職員が手当の対象となる勤務をしているにも関わらずその認識を欠くことなどによる報告等の不備によるものだけでなく、当該勤務についての整理簿等の記録による確認が不十分であることによるものであり、適切な事務執行が行われるようチェック体制を強化する必要がある。

4 要改善事項

改善又は見直しが必要と認められたもの（本課を含む。）は次のとおりです。

指定管理者による事務において、事業計画書及び実績報告書の記載内容が不十分なため、モニタリングによる事後統制が適切に実施されていないことから、今後は、事業計画書等が適切に作成されるよう、指定管理者と協議の上、見直し必要がある。

（県土整備局横須賀土木事務所）

（県土整備局藤沢土木事務所）

警察署の財務に関する事務の執行において、警察本部総務部会計課が警察署等県警各所属に提示した例示契約書に、長期継続契約に必要な条項（契約締結年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項）の記載漏れがあり、県警各所属が例示契約書にならって当該条項を設けずに契約を締結していたため、適切な契約がなされるよう、改善する必要がある。

（公安委員会警察本部総務部会計課）

詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（平成26年3月25日付け及び平成26年7月8日付け）のとおり。

（問い合わせ先）

神奈川県監査事務局総務課

課長 新井 電話 045-210-8460

副課長 長谷川 電話 045-210-8461